令和9年度（2027年度）

# 保育所・こども園
# 入 所 案 内

オンライン申請
始まりました！

【オンライン申請
はこちら】

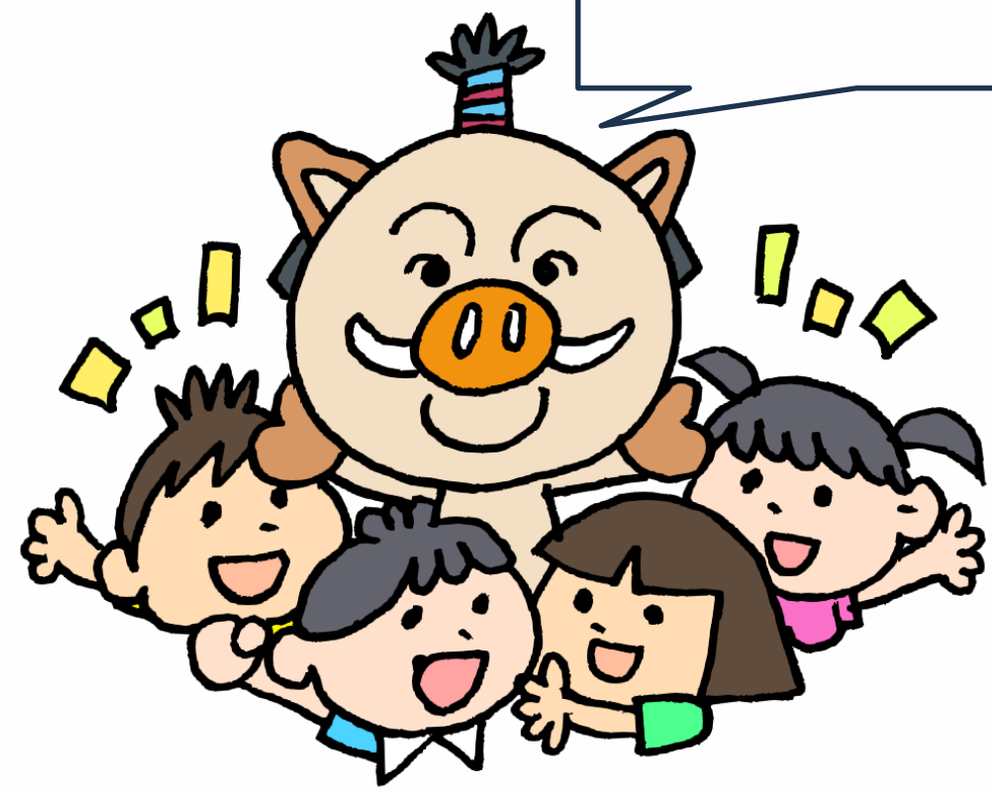

丹波篠山市教育委員会

【保育園・こども園の
入所受付について（市HP）】

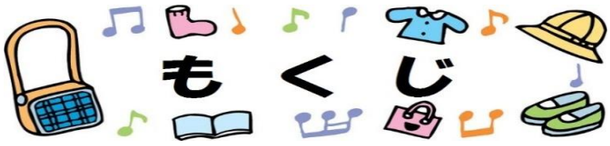



１．　施設の種類について　・・・・・・・・・・・・・１ページ
２．　保育の必要性の認定について　・・・・・・・・・・・・・１ページ
３．　保育の必要量について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２ページ
４．　入所申込みの手続きについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・３ページ
５．　入所までの流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５ページ
６．　入所中に変更等が生じたときの手続きについて　・・・・・・・６ページ
７．　利用者負担額（保育料）および給食費について　・・・・・・・７ページ
８．　幼児教育・保育の無償化について　・・・・・・・・・・・７ページ
９．　公立園の通園バス利用について　・・・・・・・・・・・・・・・・・９ページ
１０．　保育料等の支払いについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・９ページ
１１．　市外の保育所等（2号・3号）を入所希望する場合　・・・・・・・・　１０ページ
１２．　市外から丹波篠山市内の保育所等（2号・3号）へ入所希望する場合　・・１０ページ
資料　申込書記入例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１ページ
記入上の注意　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３ページ
継続申込書記入例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４ページ
令和８年度保育料基準額表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５ページ
遠距離通所補助金のご案内　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６ページ
市内認可外保育施設一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７ページ
市内保育所・こども園施設一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８ページ



【問い合わせ先】
丹波篠山市教育委員会事務局　こども未来部　保育教育課
〒６６９－２３９７　丹波篠山市北新町４１
ＴＥＬ：０７９－５５２－１１１５
ＦＡＸ：０７９－５５２－５７６４

## 1. 施設の種類について

それぞれ、入所要件や対象年齢が異なります。

| 種　　類 | どのような施設か |
|---|---|
| 保育所<br>（園区指定なし） | 就労等のため家庭で保育できない保護者にかわって児童を保育する施設（０～３歳児） |
| 認定こども園<br>（公立園4･5歳児のみ園区指定あり） | 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせもち、地域の子育て支援も行う施設（０～５歳児） |
| 幼稚園<br>（園区指定あり） | 小学校就学前の子どもに対する教育を目的とした施設（４・５歳児）<br>※保育施設ではないため、幼稚園終了後の保育が必要な場合は預かり保育施設を利用 |
| 認可外保育施設 | 自治体の認可を受けずに運営されている保育施設<br>（入所申込や料金等は各施設で決定） |

## 2. 保育の必要性の認定について

保育所・こども園などの施設を利用する場合には、「教育・保育給付認定」を受けていただきます。子どもの年齢や保育の必要性に応じて3つの区分に分かれ、その区分により利用できる施設が決まります。

さらに、2号・3号認定については、保育の必要時間に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」に区分され（2ページ参照）、利用できる保育時間が決まります。

<table>
<tr><th>区分<br>※利用時間</th><th>年齢</th><th>保育の必要性</th><th>利用できる施設</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1号認定<br>（教育利用）<br>※朝～昼過ぎまで</td><td>満4歳以上</td><td rowspan="2">なし</td><td>公立幼稚園<br>公立こども園<br>※園区指定あり</td></tr>
<tr><td>満3歳以上</td><td>私立こども園</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2号認定<br>（保育利用）<br>※朝～夕方まで</td><td>満4歳以上</td><td rowspan="3">あり<br>「保育を必要とする事由」（４ページ参照）に該当</td><td>公立こども園<br>※園区指定あり<br>私立こども園</td></tr>
<tr><td>満3歳</td><td rowspan="2">公立保育所<br>公立こども園<br>私立こども園</td></tr>
<tr><td>3号認定<br>（保育利用）<br>※朝～夕方まで</td><td>満3歳未満</td></tr>
</table>

★公立幼稚園・公立こども園（4・5歳児）には、園区指定があります。お住まいの住所により通園する園が決まります。公立幼稚園を選択し「保育を必要とする事由」に該当する場合には、幼稚園終了後、預かり保育が利用できます。詳しくはお問い合わせください。

★子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、「支給認定証」の交付は原則不要となっています。ご利用の施設等に提出するなど「支給認定証」が必要な方は、保育教育課までお問い合わせください。

| クラス年齢 | 生年月日 |
|---|---|
| 0歳児 | 令和 8（2026）年4月2日　～ |
| 1歳児 | 令和 7（2025）年4月2日　～　令和 8（2026）年4月1日 |
| 2歳児 | 令和 6（2024）年4月2日　～　令和 7（2025）年4月1日 |
| 3歳児 | 令和 5（2023）年4月2日　～　令和 6（2024）年4月1日 |
| 4歳児 | 令和 4（2022）年4月2日　～　令和 5（2023）年4月1日 |
| 5歳児 | 令和 3（2021）年4月2日　～　令和 4（2022）年4月1日 |

## 3. 保育の必要量について

2号認定・3号認定で利用の場合は、次のいずれかに区分されます。

「保育標準時間」利用　概ね１か月１２０時間以上の就労時間を想定：最長１１時間

「保育短時間」利用　概ね１か月６４時間以上～１２０時間未満を想定：最長８時間

【保育所・認定こども園における利用可能時間（例）】（※日・祝・年末年始は除く）

「保育標準時間」　午前７時３０分～午後６時３０分

「保育短時間」　午前８時３０分～午後４時３０分

※開所時間は園によって異なります
※公立園では延長保育は実施していません

「保育標準時間」

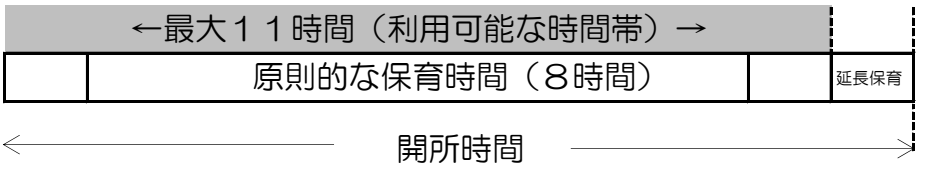


「保育短時間」

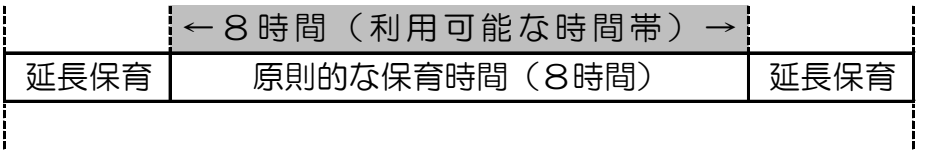


※就労時間が１か月あたり120時間未満であっても、やむを得ない状況（長距離通勤など）であると認められる場合は、保育標準時間の認定を受けられる場合があります。

| 保育を必要とする事由 | 保育標準時間 | 保育短時間 |
|---|---|---|
| 就労 | 保護者いずれもが月120時間以上の就労 | 保護者いずれもが月64時間以上～120時間未満の就労 |
| 妊娠、出産（出産（予定）日の前後2か月間） | 申込内容により決定 | |
| 疾病、障がい | 申込内容により決定 | |
| 親族の介護・看護 | 月120時間以上の介護等 | 月120時間未満の介護等 |
| 災害復旧 | 申込内容により決定 | |
| 求職活動（起業準備を含む） | × | ○ |
| 就学（職業訓練等を含む） | 月120時間以上の就学等 | 月120時間未満の就学等 |
| 育児休業取得中にすでに保育を利用している子どもの継続利用 | × | ○ |
| その他（上記に類する状態にあるとして市が認める場合） | 申込内容により決定 | |

## 4. 入所申込みの手続きについて

**◆一斉申込み受付期間**　令和8年11月2日（月）～11月30日（月）※土日祝は除く

※郵送で提出する場合は、すべての書類を同封し、紛失等を防ぐため、**必ず書留など、追跡可能な方法で**送付してください。（郵送の場合は**11月30日消印有効**）

**◆申込み方法**

オンライン申請または申込書類等の提出による申込み

※今回からオンラインでの申込みが可能です。
方法について詳しくは市ホームページをご覧ください。

**◆申込み書類配布および受付場所**

各保育園、各こども園、各支所、保育教育課　※市ホームページからもダウンロードできます。

**◆必要なもの**

①新規入所申込時チェックリスト

②支給認定申請書兼幼稚園・保育所・認定こども園等利用申込書

※第3希望まで記入してください。記入がなければ入所できないこともあります。
待機児童対策遠距離通所補助金に該当しない場合があります。ご注意ください（１６ページ参照）。

③保育を必要とする事由の必要書類　（※4ページ参照）

※父母・同居する65歳未満の家族の分が必要です。

※兄弟姉妹で2人以上申し込みをする場合、児童ごとに提出する必要はありません。

※提出がない場合、入所選考上の優先度が下がります。

④保育料の算定に必要な書類　（※7ページ参照）
⑤ひとり親家庭等である証明（児童扶養手当受給者証の写し等）
④⑤は該当者のみ

※上記の必要書類が揃っていなければ、原則受付を行いませんのでご注意ください。

※令和8年度中に申込みをしていて入所保留となり、令和9年度も利用を希望される場合はあらためて上記の期間に申込みが必要です。

※4月の入所者は、上記の期間の申込み者でほぼ決まります。
申込み数が受け入れ可能人数を超えた場合は、独自に定める選考基準に基づき入所選考を行います。

※申込みは、先着順ではありません。

**◆出産前の子どもの申込みについて**

出産予定で、入所申込児童が生まれる前でも入所申込みを行うことは可能です。
入所は、生後6か月から可能です。

**◆年度途中での入所について**

育児休業明け等の理由で、年度途中に入所を予定されている方も、上記の期間に申込みをお願いします。また、慣らし保育の期間を考慮して入所希望月をご記入ください。
（※育児休業等から復職予定の場合は、**復職予定日の前月初日から**の入所申込みが可能）

**◆市外の園を利用希望する･市外から市内園を希望される場合について**

１０ページをご確認の上、申込み手続きをお願いします。

上記期間以降の申込みは随時受け付けます。ただし二次選考となりますので、一次選考から内定辞退等が出ない限り入所は難しくなりますのでご了承ください。二次選考の受付期間については、保育教育課へお問い合せください。また、二次選考以降に申込みをされる方は、**入所希望月の前々月末日までに**ご提出ください。

## 保育を必要とする事由と必要書類について

| | 保育を必要とする事由 | 必要書類 |
|---|---|---|
| ① | 就労（１か月あたり６４時間以上） | ・就労証明書<br>※自営業、内職、農業の方<br>就労状況申告書(就労証明書裏面)と前年度の確定申告書、税務署への開業届の写し等を添付 |
| ② | 妊娠、出産<br>（出産（予定）日の前後2か月間） | ・保育を必要とする申立書<br>・母子手帳の写し（母親の氏名、分娩予定日が記載されているページ） |
| ③ | 疾病、障がい | ・保育を必要とする申立書<br>・身体障害者手帳もしくは療育手帳等の写し<br>・市が求める書類（医師の診断書等） |
| ④ | 同居または長期入院等している親族の介護・看護 | ・保育を必要とする申立書<br>・身体障害者手帳もしくは療育手帳等の写し<br>・市が求める書類（医師の診断書等） |
| ⑤ | 災害復旧 | ・保育を必要とする申立書<br>・り災証明 |
| ⑥ | 求職活動（起業準備を含む） | ・保育を必要とする申立書（就労予定申立書）<br>※新聞、インターネット、ハローワークなどでの求人情報の閲覧、知人への紹介依頼だけでは、この求職活動の範囲には含まれません |
| ⑦ | 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） | ・保育を必要とする申立書<br>・在学証明書<br>・予定者は合格通知の写し（入学後、在学証明書を提出） |
| ⑧ | 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用の必要がある場合 | ・就労証明書<br>（育児休業期間等がわかるもの） |
| ⑨ | その他（市が認める前各号に類する状態にあること） | ・保育を必要とする申立書<br>・転入手続きに関する誓約書<br>・市が求める書類 |

**【育児休業中の入所継続について】**

入所後に下のお子さんを出産して育児休業を取得された場合、在園中の児童の環境の変化に配慮し、**原則、下のお子さんの1歳の誕生日が属する月の末日まで**在籍できます。

ただし、３歳児は市教育委員会が認める場合（出生した下の子が入所保留等で入所できない場合や家庭の状況等を鑑みながら必要に応じて相談）及び４・５歳児に限り、下のお子さんの1歳の誕生日が属する年度の末日まで利用が可能です。

※育児休業期間中は、保育短時間での利用となります。

※妊娠・出産の事由で入所された場合は、育児休業を取得した場合でも入所継続利用はできませんので、ご注意ください。

## 5. 入所までの流れ

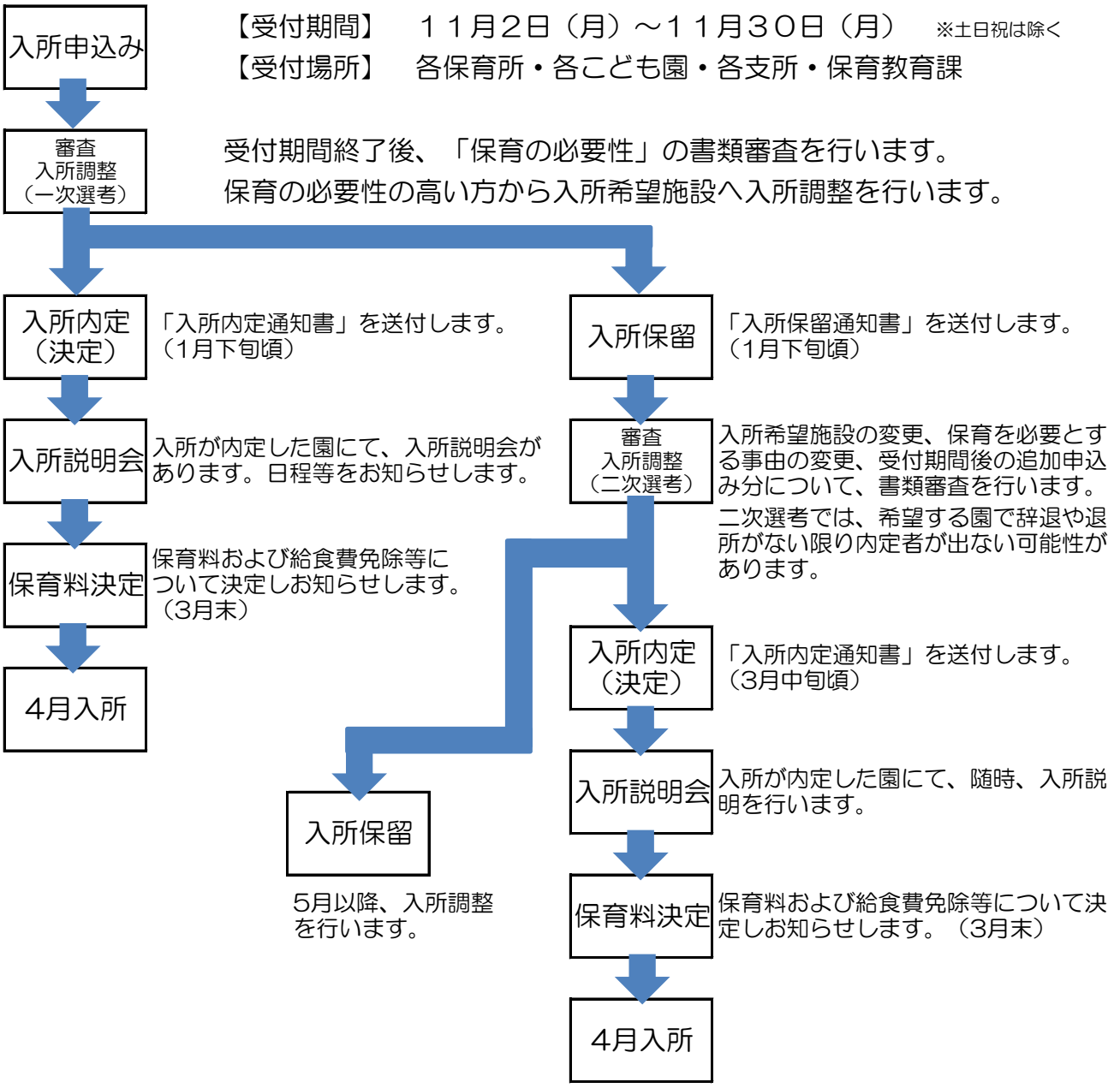


**◆入所当初の慣らし保育について**

「慣らし保育」とは、お子さんが新しい環境に無理なく慣れていくために、短い時間からのお預かりにご協力いただく期間です。慣れない環境で過ごすことは、お子さんにとって大変な負担となりますので、徐々に保育時間を伸ばしていくことになります。

期間はお子さんの年齢や状況により異なりますが、**入所初日からおおむね1～2週間**です。なお、慣らし保育期間中も通常の保育料をお支払いいただきます。

実施期間や利用時間については、入所決定後、利用施設へお問い合わせください。

お子さんが新しい環境に慣れるために必要な期間ですのでご理解・ご協力をお願いいたします。

## 6. 入所中（入所決定後を含む）に変更等が生じたときの手続きについて

次に該当した場合は、速やかに手続きをお願いします。

認定区分・保育必要量の変更（※）については、各施設との調整が必要になりますので変更を希望する月の前月20日までに書類の提出をお願いします。

| 状況 | 提出書類 |
|---|---|
| 市内で住所変更したとき | 「支給認定証に係る申請内容変更届」<br>または、市民課で届出した住民異動届の写し |
| 市外へ転出するとき | 「退所届」<br>※転出後も在園していた園に通い続けたい場合は、<br>保育教育課へご相談ください |
| 氏名が変わったとき | 「支給認定証に係る申請内容変更届」 |
| 婚姻・離婚等により世帯の構成が変わったとき | |
| 認定区分、保育必要量を変更したいとき（※） | |
| 長期欠席（1か月以上）する場合 | 事前に保育教育課へご連絡ください。 |
| 保護者の仕事が変わったとき | 「就労証明書」 |
| 保育を必要とする事由が変わったとき | 変更後の保育を必要とする事由に必要な書類 |
| 妊娠したとき | 「出産（予定）日届出書」<br>母子手帳の写し |
| すでに保育所等を利用している子がいて、保護者が出産後に育児休業を取得する場合 | 「育児休業による継続入所申立書」<br>※事業所による育児休業期間の証明が必要 |
| 修正申告等によって市民税額に変更があったとき | 申告書の写し等 |
| 退所するとき | 「退所届」 |
| 入所決定を辞退したいとき | 「申立書」 |
| 入所申込みを取り下げるとき | |
| 入所月を変更したいとき | |

## 7. 利用者負担額（保育料）および給食費について

〇保育料の決定

保育料は、保護者の市民税所得割額によって決定します。算定時期は、4月（進級による）と9月（課税年度の変更による）の2回です。

| | | |
|---|---|---|
| ①4月～8月分の保育料 | ⇒ | 令和８年度市民税所得割額により決定 |
| ②9月～3月分の保育料 | ⇒ | 令和９年度市民税所得割額により決定 |

※当該年度の市民税所得割額は、前年1月～12月の収入状況に基づき決定されます。

※3～5歳児の給食費免除対象者の判定も、保育料と同様に行います。

※年度途中に満3歳になった場合でも、その年度内は３歳未満の保育料が適用されます。

※別途、施設が追加で必要経費を徴収することがあります。

〇保育料算定および給食費免除対象者の判定に必要な書類について

世帯（父・母）の所得状況の確認が必要です。

下記のいずれかに該当される方は、書類の提出が必要です。

◆【令和９年４月～８月に入所を希望される方で、下記に該当する場合】

（１）保護者の住所が令和８年１月１日時点で市外にある方は、算定に必要な課税情報を関係機関へ照会します。情報が確認できない場合は、該当年度の「課税証明書」の提出をお願いすることがあります。

（２）住民税未申告の方は申告を済ませてください。
申告は、令和８年１月１日時点に住民登録をしていた市町村で行ってください。

（３）令和７年中に国外で収入があった方は、収入額が分かる書類を提出してください。

◆【令和９年９月～令和１０年３月に入所を希望される方で、下記に該当する場合】

保護者の住所が令和９年１月１日時点で市外にある方は、算定に必要な課税情報を関係機関へ照会します。情報が確認できない場合は、該当年度の「課税証明書」の提出をお願いすることがあります。

※入所日までに上記証明書の未提出や未申告により所得が確認できない場合、最高階層の保育料を適用する場合がありますので、ご注意ください。

◆【ひとり親家庭】

ひとり親家庭である証明（児童扶養手当受給者証等の写し）

◆【同一世帯に障がいのある方がいる場合】

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等いずれかの写し

◆生活保護受給世帯

生活保護受給証明書

## 8. 幼児教育・保育の無償化について

市内の保育施設等を利用した場合の無償化の対象範囲は、（フロー図）を参照ください。

また、市外の施設等を利用された場合については、利用された施設等によって取扱いが異なります。

認可保育所・こども園・幼稚園・預かり保育施設に在園する園児については、保育料の無償化に係る手続は必要ありません。認可外保育施設や一時預かり事業等を利用される場合は「保育の必要性の認定（新2号・新3号）」を受ける手続が必要です。

保育にかかる保育料のみが無償化の対象であり、給食費やバス利用料等は無償化の対象外です。

# 幼児教育・保育の無償化について（フロー図）

市内施設版

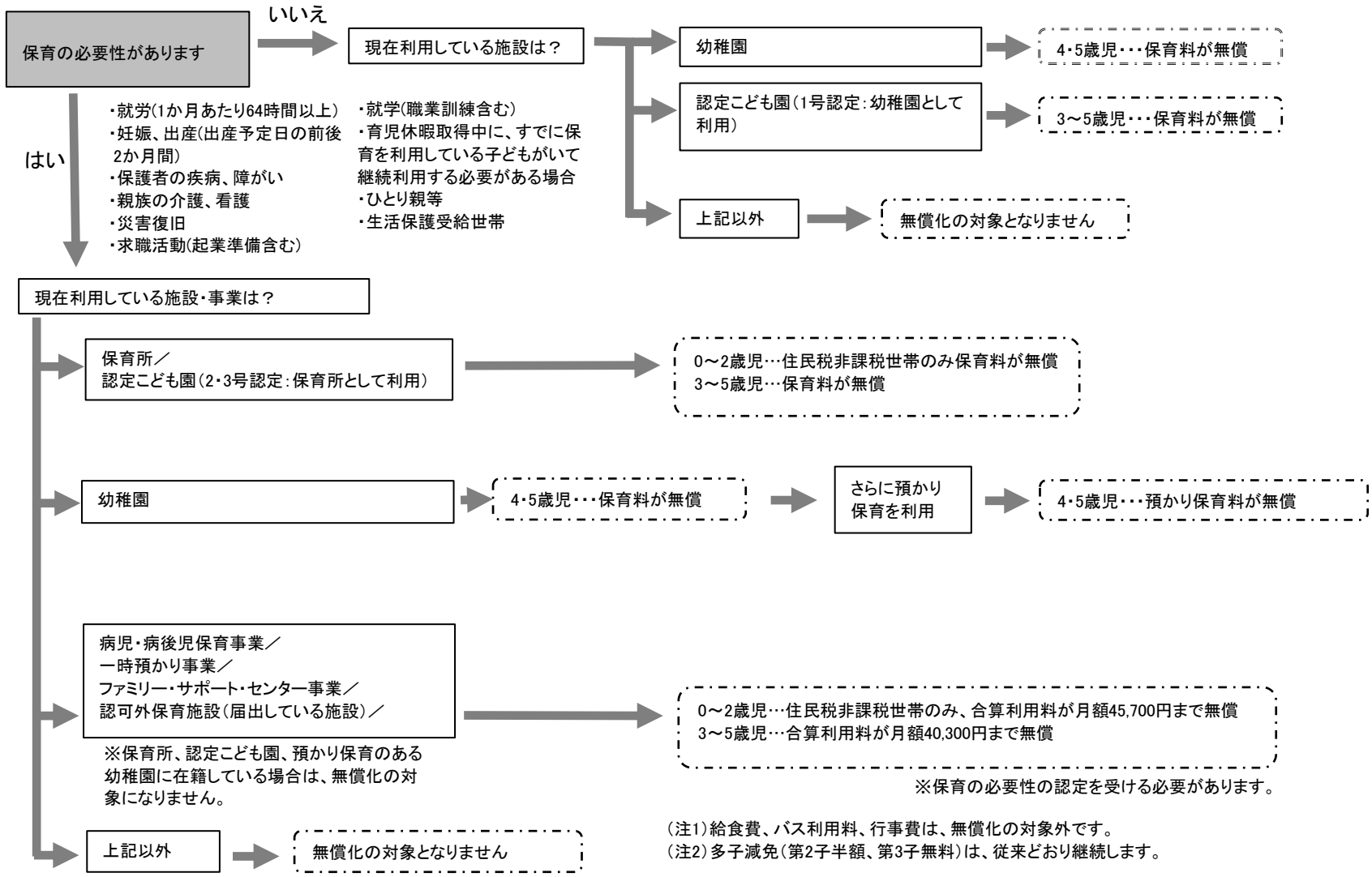


（注1）給食費、バス利用料、行事費は、無償化の対象外です。
（注2）多子減免（第2子半額、第3子無料）は、従来どおり継続します。

## 9. 公立園の通園バス利用について

満３歳以上のお子さんが利用できる園児送迎バスがあります。運行範囲内で利用することができますので、別途お申し込みください。

利用料金は、月額2,000円です。ただし、同一世帯から２人以上のお子さんがバスを利用する場合、２人目以降は半額となります。（申請が必要です）

※私立こども園については、直接お問い合わせください。

| 園　　名 | バス運行範囲 |
|---|---|
| たかしろ保育園 | 送迎バスなし |
| にしき保育園 | 西紀・西紀南・西紀北・大山地区 |
| こんだこども園 | 今田・古市地区 |
| たきこども園 | 多紀地区 |
| 味間こども園 | 味間地区 |
| かやのみこども園 ※ | 城東地区 |

※ 城東保育園とかやのみ幼稚園が統合し、令和9年4月に「かやのみこども園」となります。

## 10. 保育料等の支払いについて

公立園については、原則として口座振替でお支払いいただきます。

※私立こども園については、直接お問い合わせください。

**《口座振替の場合》**

毎月末（月末が休日の場合は翌日）に登録口座から振替

※領収書は発行しません。

口座振替の手続きは、保育教育課・各支所または各園に備え付けの口座振替依頼書（ハガキ）に必要事項を記入し、通帳届出印を押印のうえポストへ投函してください。

**《現金納付の場合》**

毎月２０日頃に納入通知書を郵送

取扱金融機関・市役所会計課または各支所の窓口で納入してください。

（取扱金融機関：三井住友銀行、中兵庫信用金庫、みなと銀行、丹波ささやま農業協同組合、兵庫県信用組合、但馬銀行、ゆうちょ銀行（近畿２府４県））

☆ご注意ください☆

保育料を滞納されますと、納付いただいた方との公平性が失われるだけでなく、保育現場にも影響が及びます。公平性の確保と保育の維持・向上を図るため、**保育料が未納の世帯に対して自宅への電話催告・訪問徴収、滞納処分（預貯金や給与等の差押え）、児童手当からの徴収等を行います。**

何らかの事情で保育料を納付できない場合は、分割納付などのご相談に応じますので、保育教育課までご連絡ください。

## 11. 市外の保育所等（2号・3号）を入所希望する場合

丹波篠山市に住民票があり、保護者の勤務等の都合で市外の保育所・認定こども園を希望する場合は、丹波篠山市から相手市区町村への委託依頼が必要となります。

申込手順は次のとおりですので、内容を確認のうえ、準備を進めていただきますようお願いします。

① 入所を希望する施設がある市区町村の提出日および提出書類を保護者自身で確認

↓

② 丹波篠山市の様式に、希望施設名と希望する理由等を明記し、必要書類を添えて丹波篠山市保育教育課へ提出

**※※注意※※**
**書類は、「丹波篠山市 ⇒ 各市区町村」の順に提出されます。そのため、各市区町村の申込締切日を必ず確認し、転送期間も含めて間に合うように書類を提出してください。**

↓

③ 丹波篠山市で審査のうえ、利用申込書写し等を添付して希望施設の所在市区町村へ委託依頼

↓

④ 希望施設の所在市区町村から丹波篠山市へ回答があり次第、市から保護者へ結果を通知

保育料は丹波篠山市の基準額表に基づき決定し通知します。
（※ただし、納付先は入所した施設により異なります）

また、市外へ転出予定で市外の保育所等の利用を希望される場合は、転出予定先の市区町村へご確認ください。

## 12. 市外から丹波篠山市内の保育所等（2号・3号）へ入所希望する場合

現住所地の市区町村でお申し込みください。住所地の市区町村から丹波篠山市へ委託依頼が行われます。丹波篠山市において入所調整を行い、住所地の市区町村へ回答します。
※選考では、丹波篠山市民が原則として優先されます。
**※現住所地から丹波篠山市の受付締切日までに、丹波篠山市に申込書が届く必要があります。**間に合うようにお申し込みください。

**◆他市から転入予定で申込む場合**
現住所地でお申込みください。（転入後、丹波篠山市の様式にて提出が必要です）

**≪入所希望月までに転入予定で、必要書類を提出できる場合≫**
直接、丹波篠山市へ申込むことができます。
＜必要書類＞
転入手続きに関する誓約書、転入先住所が分かる書類（賃貸・売買契約書等の写し）
※入所月までに転入できない場合は、入所内定を取り消す場合があります。

様式第１号（第５条関係）

**記入例**

# 施設型給付費等　支給認定申請書　兼
# 幼稚園・保育所・認定こども園等　利用申込書

令和8年11月7日

保護者氏名　篠山　太郎

丹波篠山市教育委員会 様
（　管　理　者　様　）

代表保護者名を記入
（入所関係通知書、納付書等の宛名となります）

次のとおり、施設型給付費等に係る支給認定を申請します。

| 対象となる子ども | （ふりがな）氏　名 | 生年月日 | 性別 | 障害者手帳の有無 |
|---|---|---|---|---|
| | ささやま　あいこ<br>篠山　愛子 | 2023年5月5日生 | 男・(女) | 有・(無) |

西暦で記入

| | |
|---|---|
| 保護者 | （住所）669-2332<br>丹波篠山市北新町４１<br>（連絡先）<br>０９０－１２＊＊－５６＊＊　(母) |
| 保育の希望の有無 | (有)　：保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所・認定こども園等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む）<br>無　：幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く） |

携帯電話でも可（連絡が取りやすい方の番号）

申請児童本人以外の保護者及び、同居している親族等の全員について記入

①世帯の状況

| 区分 | （ふりがな）氏　名 | 子どもとの続柄 | 生年月日 | 性別 | 職　業又は学校名等 | 前年度分（当年度分）市民税課税の状況 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子どもの世帯員 | 篠山（ささやま）　太郎（たろう） | 父 | 平成元年3月1日生 | (男)・女 | 会社員 | (有)・無 | 別居（単身赴任） |
| | 篠山（ささやま）　花子（はなこ） | 母 | 平成2年12月1日生 | 男・(女) | パート | (有) | |
| | 篠山（ささやま）　一郎（いちろう） | 祖父 | 昭和36年7月7日生 | (男)・女 | | | |
| | 篠山（ささやま）　友子（ともこ） | | 41年9月10日生 | 男・(女) | 自営業 | 有・(無) | |
| | 篠山（ささやま）　良太（りょうた） | 兄 | 令和元年6月7日生 | (男)・女 | 篠山小学校 | 有・(無) | |
| 生活保護の適用の有無 | (適用なし)　・　適用あり（平成　年　月　日保護開始） | | | | | | |

単身赴任の方がおられる場合は、備考欄にその旨を記入ください。

R9.4.1現在で記入してください

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）

西暦で記入

| | | |
|---|---|---|
| 利用を希望する期間 | ２０２７　年　４月　１日から　２０２８　年　３月３１日まで | |
| 利用を希望する施設（事業者）名 | 施設（事業者）名・希望理由 | 事業所番号（※） |
| | 第１希望　たきこども園　（希望理由）母の通勤途中にあるため | |
| | 第２希望　こんだこども園　（希望理由）父の就労先から近いため | |
| | 第３希望　ささやまこども園　（希望理由）自宅から近いため | |

※印の欄は市記載欄ですので記入の必要はありません。

第3希望まで必ずご記入ください。

（表面）

③保育の利用を必要とする理由等

| | 続柄 | 必要とする理由 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 保育の利用を必要とする理由 | 父 | ☑就労 □妊娠･出産 □疾病･障害 □介護等 □災害復旧<br>□求職活動 □就学 □その他（　　）<br>（具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など））<br>○○株式会社　９時～１７時　月２２日勤務<br>記入例 | |
| | 母 | ☑就労 □妊娠･出産 □疾病･障害 □介護等 □災害復旧<br>□求職活動 □就学 □その他（　　）<br>（具体的な状況（勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など））<br>株式会社○○　９時～１６時　月２０日勤務 | |
| 家庭の状況 | | □ひとり親家庭　・　☑左記以外 | |

| 希望する利用時間 | 利用曜日 | 利用時間 |
|---|---|---|
| | 月　曜日から　金　曜日まで | 8：30　時から　17：00　時まで |

④税情報等の提供にあたっての署名欄

市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名　　篠山　太郎

---

**市記載欄**

| 受付年月日 | 年　月　日 |
|---|---|

| 認定の可否 | 認定者番号 | 認定区分等 |
|---|---|---|
| 可・否<br>（否とする理由）<br>年　月　日認定 | | □１号　□２号　□３号<br>（□標　□短） |

| 支給（入所）の可否 | 支給(利用)期間 |
|---|---|
| 可・否<br>（否とする理由）<br>□施設型　□地域型　□特例施設型　□特例地域型 | 自　　年　月　日<br>至　　年　月　日 |

| 入所施設（事業者）名 |
|---|
| □認定こども園（□連　□幼（□幼 □保）　□保（□保 □幼）　□地（□幼 □保））<br>□幼稚園　□保育所　□地域型（□小　□家　□居　□事） |

| 備　　考 | |
|---|---|

**施設等記載欄（施設（事業者）を経由して教育委員会に提出する場合）**

| 受付年月日 | 年　月　日 |
|---|---|

| 施設（事業者）名 | |
|---|---|
| 担当者氏名<br>連絡先 | （担当者）<br>（連絡先） |
| 備　　考 | |

（裏面）

# 施設型給付費等支給認定申請書兼幼稚園・保育所・認定こども園等利用申込書
# 記　入　上　の　注　意

申請書兼申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ丹波篠山市教育委員会（施設（事業者）を経由して提出する場合は、入所を申し込んだ施設）に提出してください。なお、その家庭から２人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに１枚の用紙を用いてください。

（表面）

１　「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを〇で囲んでください。

２　「障害者手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを〇で囲んでください。

３　「保護者住所・連絡先」欄の（連絡先）については、連絡先が複数ある場合は連絡のつきやすい順に全て記入してください。

４　①「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入してください。）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「前年度分（当年度分）市町村民税課税の有無」欄は該当するものを〇で囲んでください。また、世帯員の中で申請児童の他に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている児童がいる場合は、当該児童に係る「認定者番号」を「備考」に記入してください。
　なお、利用料の決定のために必要な書類をあわせて添付してください。

５　②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入してください。（「保育の希望の有無」の欄で「有」を〇で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。）

６　②「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、延長保育（預かり保育）を実施しているため、距離が近いため等）を記入してください。

（裏面）

７　③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」を〇で囲んだ場合に記入してください。（「無」を〇で囲んだ場合は記入の必要はありません。）

８　保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

| 保育の認定基準 |
|---|
| 保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。<br>(1)就労等（家庭外労働）児童の保護者が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合<br>（家庭内労働）児童の保護者が家庭で仕事をはなれて日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合<br>(2)妊娠・出産　児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合<br>(3)疾病･障害　児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合<br>(4)介護等　児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合<br>(5)災害復旧　火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合<br>(6)求職活動　児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合<br>(7)就学　児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合 |

９　③「保育の利用を必要とする理由」の欄は、表面の①「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、両親及び同居している両親以外の同居している親族等ごとに、児童を保育できない理由を８の表(1)～(7)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全ての□にチェック（☑）し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入してください。なお、(1)～(7)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合（就学や親のいない家庭など）は「その他」にチェック（☑）し、内容を（　）内に記入してください。また、「続柄」の欄について、同一の「続柄」に属するものが複数いる場合には、備考欄に氏名を記入してください。
※　具体的な状況について、例えば、(1)に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数・通勤時間・経路・手段等、(2)では出産（予定）日や産後の母の状況等、(3)では傷病名や治療見込期間、障害の程度等、(4)では介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名や治療見込期間等、(5)では災害の程度・復旧見込み期間等、(6)では求職活動状況等、(7)では就学先・就学期間・就学時間・就学日数等を記入してください。

10　③「家庭の状況」の欄は、該当する□にチェック（☑）してください。

11　④「税情報等の提供にあたっての署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、署名してください。

（留意事項）

支給認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、
・　保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
・　希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
・　保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご承知ください。

# 令和９年度　保育所・認定こども園継続入所理由書　**記入例**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ふりがな<br>児童氏名 | ささやま　あいこ<br>篠山　愛子 | 性別 | 男・(女) | 生年月日 | 平成<br>(令和)　5年 5月 5日 |
| 入所施設名 | （たかしろ・城東・(にしき)） | | | | 保育園 |
| | （味間・たき・こんだ・かやのみ） | | | | 認定こども園 |
| | （ささやま・富山） | | | | 認定こども園 |
| 認定区分/保育必要量 | （1号・2号・(3号)）→2号・3号の場合 | | | （(標準時間)・短時間） | |
| 住所 | 丹波篠山市　北新町　41 | | | | |
| 連絡先 | 090-12**-56** | | | （自宅・(携)帯(父・母・　)・その他(　)） | |

| 家族構成<br>※対象児童を除く | 氏名 | 続柄 | 生年月日 | 職業等 |
|---|---|---|---|---|
| | 篠山　太郎 | 父 | H1.3.1 | 会社員 |
| | 篠山　花子 | 母 | H2.12.1 | パート |
| | 篠山　良子 | 姉 | H28.7.8 | 篠山小学校5年 |
| | 篠山　良太 | 兄 | R1.6.7 | 篠山小学校2年 |
| | 篠山　一郎 | 祖父 | S36.7.7 | |
| | 篠山　友子 | 祖母 | S41.9.[illegible] | |

R9.4.1現在で記入してください

| 氏名・続柄 | | 保育を必要とする事由 |
|---|---|---|
| 氏名 | 篠山　太郎 | ☑家庭外労働　□家庭内労働（営業中心者・営業協力者・内職）<br>（事業所名等）（株）○○商事 |
| 続柄 | 父 | □農業　□疾病・障害　□看護・介護　□災害　□その他（　） |
| 氏名 | 篠山　花子 | ☑家庭外労働　□家庭内労働（営業中心者・営業協力者・内職）<br>（事業所名等）△△事務所 |
| 続柄 | 母 | □農業　□疾病・障害　□看護・介護　□災害　□その他（　） |
| 氏名 | | □家庭外労働　□家庭内労働（営業中心者・営業協力者・内職）<br>（事業所名等） |
| 続柄 | | □農業　□疾病・障害　□看護・介護　□災害　□その他（　） |
| 氏名 | | 働（営業中心者・営業協力者・内職）<br>（事業所名等） |
| 続柄 | | □農業　□疾病・障害　□看護・介護　□災害　□その他（　） |
| 氏名 | | □家庭外労働　□家庭内労働（営業中心者・営業協力者・内職）<br>（事業所名等） |
| 続柄 | | □農業　□疾病・障害　□看護・介護　□災害　□その他（　） |

R9年度に65歳以上になられている方は不要

上記の理由により児童を保育することができませんので、継続入所を希望します。

令和8年11月7日

保護者氏名　篠山　太郎

# 令和８年度保育園・認定こども園保育料基準額表　（令和８年４月現在）

1号認定

| 階層区分 | | | 保育料（月額・円）<br>3～5歳児 | 多子算定 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 生活保護法による被保護世帯または市民税非課税世帯 | | 0 | 【3～5歳児】<br>年齢制限なし<br>※図1 |
| 2 | 市民税所得割課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当する世帯 | 48,600円未満 | 0 | |
| 3A | | 48,600円以上<br>77,101円未満 | | |
| 3B | | 77,101円以上 | | 【3歳児】<br>小学3年生まで<br>※図2<br>【4～5歳児】<br>年齢制限なし<br>※図3 |

2号・3号認定

| 階層区分 | | | 保育料（月額・円）<br>3歳未満児（3号認定）<br>保育標準時間 | 3歳未満児（3号認定）<br>保育短時間 | 3歳以上児（2号認定）<br>保育標準時間 | 3歳以上児（2号認定）<br>保育短時間 | 多子算定 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 生活保護法による被保護世帯 | | 0 | | 0 | | |
| 2 | 市民税非課税世帯 | | 0 | | 0 | | 【0～5歳児】<br>年齢制限なし<br>※図4 |
| 3 | 市民税所得割課税世帯であって、その所得割額が次の区分に該当する世帯 | 48,600円未満 | 17,500 | 17,200 | 0 | | |
| 4A | | 48,600円以上<br>57,700円未満 | 24,300 | 23,880 | | | |
| 4B | | 57,700円以上<br>65,000円未満 | 24,300 | 23,880 | | | 【0～3歳児】<br>就学前まで<br>※図5<br>【4～5歳児】<br>年齢制限なし<br>※図6 |
| 5 | | 65,000円以上<br>81,000円未満 | 27,000 | 26,540 | | | |
| 6 | | 81,000円以上<br>97,000円未満 | 30,000 | 29,490 | | | |
| 7 | | 97,000円以上<br>121,000円未満 | 36,000 | 35,380 | | | |
| 8 | | 121,000円以上<br>145,000円未満 | 40,000 | 39,320 | | | |
| 9 | | 145,000円以上<br>169,000円未満 | 44,500 | 43,740 | | | |
| 10 | | 169,000円以上<br>213,000円未満 | 49,500 | 48,650 | | | |
| 11 | | 213,000円以上<br>257,000円未満 | 54,900 | 53,960 | | | |
| 12 | | 257,000円以上<br>301,000円未満 | 61,000 | 59,960 | | | |
| 13 | | 301,000円以上<br>397,000円未満 | 72,000 | 70,770 | | | |
| 14 | | 397,000円以上 | 81,460 | 80,070 | | | |

※２子目は上記表の半額、３子目以降は無料とする（対象となる子どもは多子算定の欄を参照）

2号・3号認定（ひとり親家庭等）

| 階層区分 | | 保育料（月額・円）<br>3歳未満児（3号認定）<br>保育標準時間 | 3歳未満児（3号認定）<br>保育短時間 | 3歳以上児（2号認定）<br>保育標準時間 | 3歳以上児（2号認定）<br>保育短時間 | 多子算定 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 市民税非課税世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 3 | 市民税所得割課税額<br>48,600円未満世帯 | 5,390 | 5,350 | 0 | | 【0～5歳児】<br>年齢制限なし |
| 4 | 市民税所得割課税額<br>65,000円未満世帯 | 7,290 | 7,250 | | | |
| 5 | 市民税所得割課税額<br>77,101円未満世帯 | 8,100 | 8,060 | | | |

※　２子目以降は無料とする

◆市民税額には、住宅借入金等特別控除や寄附金税額控除（ふるさと納税等）は適用されません
◆４月～８月分は前年度の市民税額、９月～３月分は当年度の市民税額により決定します
◆年度途中で３歳になられた場合も、その年度内は３歳未満の保育料が適用されます
◆基本的に、父母の市民税額の合計額により算定します（別居や事実婚の場合も合算します）

## 公立園の給食費について

| 区分 | 対象者 | 月額 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 生活保護世帯 | 3～5歳児 | 0円 | － |
| 市民税非課税世帯 | | | |
| 市民税所得割課税額<br>77,101円未満世帯 | | | |
| 市民税所得割課税額<br>77,101円以上世帯 | 3歳児 | 6,150円<br>＜3,070円＞ | 給食費（ごはん代・おかず代・おやつ代）として |
| | 4～5歳児（2号認定） | 7,640円<br>＜3,820円＞ | 給食費（学校給食と長期休業期間中のおかず代等）として |
| | 4～5歳児（1号認定） | 4,600円<br>＜2,300円＞ | 学校給食費として |

※２子目は上記表の＜＞内の金額、３子目以降は無料とする（対象となる子どもは保育料多子算定の欄を参照）

※令和8年度現在は軽減措置を実施しているため、実際の負担額は表示金額より低くなっています。
令和9年度の軽減措置の有無および決定額につきましては、確定次第お知らせします。

◆私立園の給食費については、各施設にお問い合わせください。

# 令和9年度
# 待機児童対策遠距離通所補助金のご案内

丹波篠山市では、待機児童の解消に向けて、保育所または認定こども園への入所にあたり、定員超過等の理由により希望の保育所等に入所できず、他の保育所や認定こども園等に遠距離通所することになった児童の保護者の負担の軽減を図るため、補助金を交付します。

次の①から⑤すべてに該当する児童の保護者様は、補助金交付の対象となる可能性がありますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

① 市内在住者で市税等を滞納していませんか。

はい↓

② 保育所・認定こども園利用申込書を丹波篠山市教育委員会に提出するにあたり、第１希望から第３希望までのすべての欄に保育所等の施設名を記入しましたか。

はい↓

③ 入所調整の結果、希望する保育所等に入所することができなかったため（※入所を辞退された方は除く）、丹波篠山市教育委員会から「保留通知書」が届きましたか。

はい↓

④ そのため、希望する保育所等以外の施設（０歳児から３歳児クラス）に入所することになりましたか。（※１号認定は除く）

はい↓

⑤ 居住地から通所する保育所等までの一般に利用し得る最短による通所距離が片道10キロメートル以上ありますか。

※ なお、補助対象児童を複数もつ保護者にあって、同一の保育所また認定こども園に通所する場合は、内１人の児童を交付の対象とします。
本補助金は、令和10年3月10日が交付申請受付期限となります。
予算の範囲内での交付となり、予算の上限に達した場合、受付を終了します。

| 補助金の種類 | 補助金の交付対象要件 | 補助金の交付額 |
|---|---|---|
| 丹波篠山市待機児童対策遠距離通所補助金 | 片道の通所距離が10km以上15km未満の場合 | 1か月当たり8,200円<br>※ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。 |
| | 片道の通所距離が15km以上20km未満の場合 | 1か月当たり10,400円<br>※ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。 |
| | 片道の通所距離が20km以上25km未満の場合 | 1か月当たり13,500円<br>※ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。 |
| | 片道の通所距離が25km以上30km未満の場合 | 1か月当たり16,600円<br>※ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。 |
| | 片道の通所距離が30km以上の場合 | 1か月当たり19,700円<br>※ただし、在籍期間が1か月に満たない月は補助対象外とする。 |

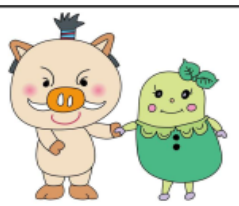

お問い合わせ・お申込み先
〒669-2397　兵庫県丹波篠山市北新町41
丹波篠山市教育委員会事務局こども未来部
子育て企画課　子育て企画係
ＴＥＬ　079-552-0075　　ＦＡＸ　079-552-5764
Ｅ-ｍａｉｌ：kosodate_div@city.sasayama.hyogo.jp

※同補助事業の実施にあたっては、令和９年３月に開催される市議会の議決が必要です。
そのため、事業実施の有無については３月末に確定します。ご了承願います。

# 市内認可外保育施設一覧

厚生労働省が定める基準を満たし、認可を受けているものを「認可保育施設」といい、それ以外のものを総称して「認可外保育施設」と呼びます。下記施設は「認可外保育施設指導監督基準」を満たした施設となります。

認可外保育施設の利用にあたっては、利用者が直接その施設へ申込みを行います。
対象年齢や保育時間、利用料などについては各施設により異なりますので、各施設に直接お問い合わせください。

令和8年10月1日現在

| 施設名 | 設置者 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| ぽっぽ保育園<br>※従業員のみ利用可能 | 医療法人社団<br>紀洋会 | 〒669-2202<br>丹波篠山市東吹628-1 | 079-590-1331 |
| まめぽん院内保育所<br>※従業員のみ利用可能 | 医療法人社団<br>みどり会 | 〒669-2337<br>丹波篠山市山内町64-3<br>職員宿舎B棟102 | 079-552-7350 |
| サボテンハウス | フルヤ工業株式会社 | 〒669-2211<br>丹波篠山市大沢新112 | 079-594-1111 |
| 託児室ころころ | 合同会社パートナー | 〒669-2714<br>丹波篠山市垣屋244 | 079-550-6633 |
| 企業主導型保育施設<br>ささやまめばえ保育園 | 株式会社<br>グーダールター | 〒669-2343<br>丹波篠山市風深225 | 079-554-1772 |

# 市内保育所・こども園施設一覧

令和8年10月1日時点

## 公立保育園

開所時間：7:30～18:30

| 施設名 | 所在地 | 電 話 番 号 |
|---|---|---|
| たかしろ保育園 | 〒669-2437<br>丹波篠山市糯ヶ坪甲108-1 | 079-552-2402 |
| 城東保育園<br>（令和9年3月末閉園、<br>かやのみこども園へ統合） | 〒669-2441<br>丹波篠山市日置445-1 | 079-556-2300 |
| にしき保育園 | 〒669-2716<br>丹波篠山市乗竹729-1 | 079-593-0144 |

## 公立認定こども園

開所時間：7:30～18:30

| 施設名 | 所在地 | 電 話 番 号 |
|---|---|---|
| たきこども園 | 〒669-2544<br>丹波篠山市草ノ上109-1 | 079-554-6700 |
| 味間こども園 | 〒669-2206<br>丹波篠山市西吹75-1 | 079-594-0181 |
| こんだこども園 | 〒669-2153<br>丹波篠山市今田町今田新田38 | 079-597-2200 |
| かやのみこども園<br>（令和9年4月開園） | 〒669-2441<br>丹波篠山市日置127 | 令和9年3月末までは城東保育園<br>にお問い合わせください |

## 私立認定こども園

開所時間：7:00～19:00（延長保育含む）

| 施設名 | 所在地 | 電 話 番 号 |
|---|---|---|
| ささやまこども園 | 〒669-2324<br>丹波篠山市東新町2 | 079-552-5231 |
| 富山こども園 | 〒669-2345<br>丹波篠山市東岡屋708-2 | 079-552-2349 |

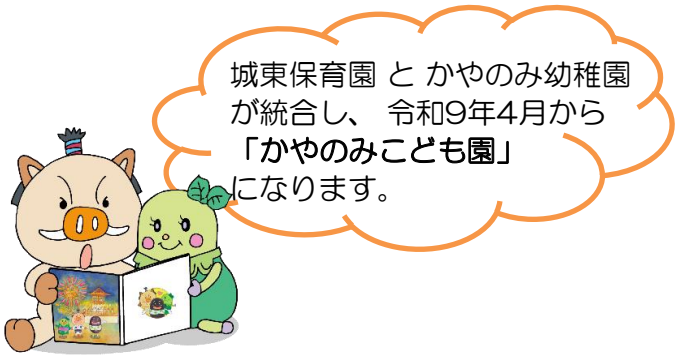


**【お問い合わせ先】**
**〒669-2397**
**丹波篠山市北新町41**
**丹波篠山市教育委員会事務局**
**こども未来部保育教育課**

**TEL 079-552-1115**
**FAX 079-552-5764**